

(裏)

有料道路内作業の注意事項

1. 交通誘導警備員を配置する場合は高速道路・自動車専用道・有料道路等での交通誘導業務の経験豊富な方を配置して下さい。
2. 交通誘導警備員は規制箇所(通行止・片側交互通行・1車線規制・路肩規制)毎に内1名は、警備員等の検定等に関する規則(平成十七年十一月十八日国家公安委員会規則第二十号)に基づく交通誘導警備員検定合格者(1級または2級)を配置して下さい。
3. 作業開始(交通規制開始)時及び作業終了(交通規制終了)時には、下記に連絡し、「会社名」「作業名」を申告のうえ、「作業開始」又は「作業終了」を報告して下さい。

連絡先

・神戸市道路公社 中央監視室
TEL 078-583-0234

山麓バイパス、新神戸トンネル(北行き一部)にあつては

・神戸市道路公社西神戸作業所
TEL 078-741-2107

六甲、六甲北有料道路にあつては

・神戸市道路公社六甲作業所
TEL 078-981-8555

※1 道路公社の代表番号ですので、必ず「中央監視室」を呼んでください。

なお、時間帯(深夜)により直接中央監視室に繋がります。

※2 緊急の場合は各非常電話からでも連絡できます。(非常電話の受話器を取ると中央監視室が直接電話に出ます)

連絡を受けた時点で、道路情報板等に情報(通行止、作業中等)を点灯又は消灯しますので、必ず連絡して下さい。

また、連絡なく作業車等の車両が本線・非常駐車帯等に停車した場合、道路パトが車両等の排除に向かうことがありますのでご注意ください。

4. 作業に関連して、当公社の施設に支障をおよぼす恐れがある場合は、その作業の中止等、当公社が必要と認める措置を取る事ができるものとします。万一、当公社の施設に損傷を与えた場合は貴職の責任において原状に復旧してください。
5. 第三者への損害と苦情処理は、すべて貴職が行ってください。
6. トンネル内作業は、坑内放送等には特に注意を払って下さい。

神戸市道路公社
道路管理部管理課
tel078-583-0234 fax078-583-0667